

知っ！男女共同参画13

DV

ドメスティック・バイオレンス

ひとりで悩まず、まず相談を

11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
 DVとは、配偶者や恋人、元配偶者や以前付き合っていた人などから受ける暴力のことです。どんな理由であっても暴力や暴言は絶対に許されません。
 「もしかしてDV?」と思ったら、ひとりで悩まずに、まずは各種相談機関に相談してください。



パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルです

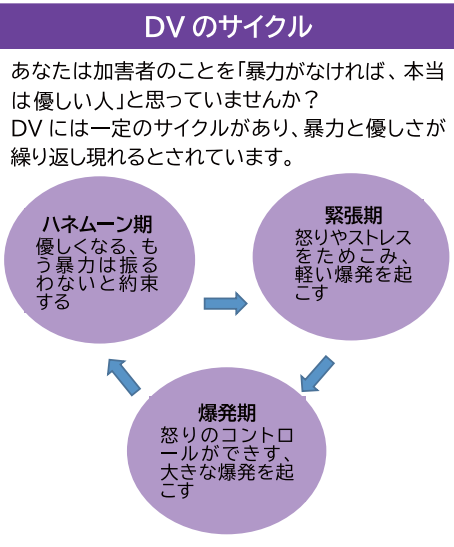
暴力の種類	
身体的な暴力	殴る・蹴る・首を絞める、髪を引っ張る、引きずり回す、刃物で脅す など
精神的な暴力	大声でどなる、脅す、人前でものをしる、馬鹿にする、無視する、外出・行動を制限する など
経済的な暴力	生活費を渡さない、外で働くことを嫌がる、仕事を辞めさせる、自由にお金を使わせない など
社会的な暴力	友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させない、行動を監視する、電話・メールをチェックする など
性的な暴力	望まない性行為を強要する など
子どもを巻き込んだ暴力	子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子供の前で暴力をふるう など ※子どもがいる家庭における配偶者への暴力は児童虐待となります。

デートDV

～若い世代で増加～
 恋人同士の間で起きる暴力のことをデートDVといいます。監視や行動制限の被害が多く見られますが、嫉妬や愛情表現と誤ってしまいDVと気づかないケースがあります。

～デートDVかも～

- ・メールの返信が遅いと怒る
- ・勝手にメールをチェックする
- ・急に怒る
- ・殴ったり蹴ったりする
- ・他の人と仲良くしていると不機嫌になる
- ・デート費用を負担させる
- ・借りたお金を返さない など



「私にも悪いところがあるから、私さえ我慢していれば」と思いませんか？
 相手はいろいろな暴力であなたをコントロールしているかもしれません。



【本市の状況】
 本市の令和元年度のアンケートでは、DVを受けた経験がある女性は、16.3%、男性は7.3%でした。DVの内容は、男女とも「大声で怒鳴られたり、暴言を吐かれる」などの精神的な暴力が最も多い結果となりました。

11月は男女共同参画推進月間です

11月は、茨城県の男女共同参画推進月間です。期間中、潮来市立図書館で、ジェンダーやDVに関するコーナーを設け、図書の見出し出しを行っています。
 この機会に、ジェンダーやDVについて考えてみませんか。

■ 期間:11月1日(月)～30日(火)

各種相談機関

- 潮来市男女共同参画総合相談窓口**
 DVの相談等
 電話 0299-62-2727
 時間 毎月第2・4木曜日 13:00～17:00
- 茨城県女性相談センター(茨城県配偶者暴力相談支援センター)**
 DVの相談等に女性相談員が対応
 電話 029-221-4166
 時間 平日 9:00～21:00、土日・祝日 9:00～17:00
- 県警女性専用相談電話**
 DV・ストーカー・リベンジポルノに関する相談
 電話 029-301-8107
 時間 女性安心パートナー(女性警察官が24時間対応)
- NPO法人 ウィメンズネット「らいず」**
 DV被害に悩む女性と子どもをサポートする民間組織
 電話 029-222-5757
 時間 水・金 10:00～15:00

【お問合せ】 企画調整課 企画調整グループ
 ☎63-1111 内線211